

第 1 0 4 回 宝塚市建築審査会議事録

日 時 平成30年6月29日(金) 午前10時00分から

場 所 宝塚市役所 3階 研修室

出席委員 櫻井委員
新熊委員
田中委員
正木委員
徳尾野委員

事務局 濱田都市整備室長
安井建築指導課長
櫛部係長
村田係長
江田職員
吉原職員

事務局 予定の時刻となりましたので、始めさせていただきます。
本日は、建築審査会の開催の前に、都市整備部長の増田より一言ご挨拶申し上げます。

部長 <<挨拶>>

事務局 部長は、ここで退席させていただきます。それでは改めて、事務局より建築審査会委員を名簿順にご紹介させていただきます。
<<各委員の紹介>>
続いて、事務局の紹介をさせていただきます。
<<事務局職員の紹介>>

《 議題1 会長、会長代理の選出 》

事務局 本日は、7名の委員のうち5名の委員の御出席をいただいております。宝塚市建築審査会条例第5条の規定により、過半数の委員の出席がございますので、本日の審査会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、次第に沿いまして、議題1の会長、会長代理の選出をお願いいたします。建築基準法第81条の規定により、会長、会長代理は、委員の互選によることと定められております。まず、会長についてご推薦ございましたらお願いいたします。

委員 前年度まで会長代理を務めていただいた櫻井委員にお願いしてはいかがでしょうか。

事務局 櫻井委員との推薦がございましたが、いかがでしょうか。

<<異議なし>>

事務局 それでは、会長は櫻井委員をお願いいたします。引き続き、会長代理のご推薦はございませんか。

委員 徳尾野委員はいかがでしょうか。

事務局 徳尾野委員との推薦がございましたが、いかがでしょうか。

<<異議なし>>

事務局 それでは会長を櫻井委員、会長代理を徳尾野委員とし、今後2年間よろしくをお願いいたします。

事務局 さて、本日はこの後に定例建築審査会日程について調整していただき、次に、事務局より法第43条ただし書包括同意許可の報告をいたします。また、前々回の審査会にてご審議いただきました許可案件の計画に変更が生じたことについての案件がございますのでご報告します。それでは、これより議事進行は櫻井会長をお願いいたします。櫻井会長よろしくをお願いいたします。

《 議題2 定例会日程調整 》

- 会長
事務局
委員
会長
- それでは議題2の定例会日程調整についてです。事務局お願いします。
- 「平成30年度 建築審査会定例会日程調整表」をご覧ください。この表はあらかじめ各委員に、予定を伺ってまとめたものです。調整のほどよろしく願いいたします。
- 《協議》
- 定例会は原則として、毎月の第1週木曜日の午後といたします。なお、8月と1月は例年どおり休会とします。

《 議題3 法第43条ただし書包括同意許可に係る報告について 》

- 会長
事務局
事務局
会長
委員
事務局
委員
事務局
- 続きまして、法第43条ただし書包括同意許可に係る報告を事務局よりお願いします。
- 「宝塚市建築基準関係集」をご覧ください。この包括同意基準に適合するものについては、建築審査会にあらかじめ包括的に同意を得たものであることから、建築審査会への付議は要せず、許可後速やかに建築審査会へ報告するものとなっています。では、包括同意基準及び許可内容について、報告させていただきます。
- 《事務局より包括同意許可基準及び許可報告》
- ただいまの報告に対し、ご質問ありますか。
- 通路に接する宅地の所有者間で、通路が4m以上に拡幅されるような協定が結ばれていれば許可の対象となるのですか。
- 通路が拡幅されることについて協定が結ばれていれば、将来、拡幅することの担保性があると判断しやすいため、協定の締結等を誘導する場合がありますが、協定を結ぶことが許可の必須条件としているわけではありません。
- 宅地の所有者が変わり、協定の内容が上手く引き継がれていないこともあるかと思いますが、そういった場合はどのように考えていますか。
- 仮に協定を結んでいても、協定は民事間での約束であり、行政として協定の内容を強制的に厳守させることは難しいため、許可の際は慎重に判断しなければならないと考えています。

《 議題4 前々回許可案件の計画の変更について 》

- 会長
事務局
会長
委員
- 続きまして、既許可案件の計画の変更について事務局よりお願いします。
- 《事務局より報告》
- 軽微な変更であるため、改めての同意は不要という報告ですが、いかかでしょうか
- 《異議なし》

《 議題5 その他 》

会長
事務局

では、その他、事務局から何かありますか
法第43条ただし書許可に関する報告については、許可同意案件がない場合にでも、三カ月ないしは四カ月を目安に建築審査会を開催し、報告することとしております。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

《その他、法改正の概要について報告》

会長

以上をもちまして、第104回建築審査会、閉会といたします。